

役員等報酬規程

社会福祉法人ユタカ福祉会

社会福祉法人ユタカ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ユタカ福祉会（以下、「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 常勤理事は無報酬とする。

- 2 非常勤役員が理事会若しくは評議員会に出席した場合は、1回あたり5,000円を支払うことができる。なお、同一日に開催された場合においては、1回の報酬額とする。
- 3 評議員が評議員会に出席した場合は、1回あたり5,000円を支払うことができる。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務にあてって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずるものとする。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費を出張費として支給することができる。
 - (1) 交通費は、目的地までに要する往復路の最低の額とする。
 - (2) 宿泊費は、一泊当たり20,000円を限度とする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則 この規程は、平成29年 6月18日より施行する。